

平成22年第24回葛巻町議会定例会会議録（第3号）目次

平成22年9月9日

【開会】

【一般質問】

日程第1 一般質問

- | | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 1番 柴田勇雄君 | 1 |
| | (1) 災害発生時に係る情報伝達等のあり方について | |
| | (2) 馬淵川源流周辺の維持管理等の対応策について | |
| | (3) くずまき斎苑利用に係る冷暖房設備等の改善整備について | |
| 2 | 6番 橋場清廣君 | 16 |
| | (1) 土砂災害ハザードマップについて | |
| | (2) 中間決算について | |

平成22年第24回葛巻町議会定例会会議録 第3号 (本会議)

告示年月日	平成22年8月18日(水)					
招集年月日	平成22年9月8日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成22年9月8日～平成22年9月17日 10日間					
会議の月日	平成22年9月9日(木) 開会10時00分 閉会11時43分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1番	柴田 勇雄	7番	高宮 一明		
会議の書記	議会事務局長	阿部 実	議会事務局総務係長	千葉 隆則		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員	橘 隆	病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	和野 一男
	住民会計課長	入月 俊昭	総務企画課総合政策室長	佐藤 義房
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから今日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

今回の定例会には、2名の議員から一般質問の通告がありました。

なお一般質問にかかる時間は、質疑、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質疑、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

最初に1番、柴田勇雄君。

1番 (柴田勇雄君)

今次定例会には、私から次の3項目について通告しておりますので、順次質問いたします。

最初に災害発生時に係る情報伝達のあり方について伺います。

20年度から町で進めております地域情報化事業も最終年度の大詰めを迎え、情報通信環境は総合本格稼働に向け、大きく変化しようとしております。また、18年度に整備した消防団や消防機関への災害対策情報伝達指令システムの稼働や、町ホームページの防災情報と相まって、迅速、円滑な連絡体制が確立されることとなりました。現に気象情報については、気象台から警報発表時には災害警戒本部の設置や、解除時の情報が時間を問わず確実に携帯電話等で伝達されてきているとともに、火災発生と鎮火等の災害情報についても、きちんと通報が届いている状況にあります。

しかし、7月に発生した町内の数回にわたる局地的なゲリラ豪雨に伴う災害発生地域や住民避難、河川氾らんの状況、道路の土砂崩れ等の情報等は一切なく、また降雹による農作物等被害の発生状況も何もありませんでした。同じ町内に住んでいながら、その災害を知らないでいるという不可解さを感じ、町の災害情報伝達のあり方に疑問を持ちましたので、あえて今回質問として取り上げさせていただきました。

まずゲリラ豪雨や地震、豪雨等、自然災害が町内に発生した場合の住民に対する情報伝達の実態はどのようになっているのでしょうか。

また、今後の災害情報伝達計画は、町ではどのように考えているのでしょうか。

地域情報化基盤事業の完成に伴って、町地域防災計画の変更が考えられますが、具体

的見直しはどのような形で進めるでしょうか。

現在の数少ない雨量観測態勢だけでは、局地的豪雨に対応した雨量観測が不可能と考えますが、その整備について具体的計画を示していただきたいと思います。

次に馬淵川源流周辺の維持管理等の対応策について伺います。

お盆入りの8月14日、来客があり当町の代表的な自然景観を誇る袖山高原を案内しました。最初に馬淵川源流駐車場に車を止め、源流へと向かいました。ところが、駐車場付近から雑草が伸び放題の状態です。源流入口の鳥居のしめ縄は朽ち果て落下、立派に完成されたはずの源流流水も、コップはあるものの草で覆い隠され、飲んでみたいという気には到底なれませんでした。また、当町第1号の自然景観保護地区指定看板を始め、付近にある馬淵川伝説看板、休憩ベンチ、木柵も雑草に覆われ、蛇でも出てきそうな状況です。これが当町を代表する自然景観観光地かと、あ然とさせられました。さらに休憩小屋を見ると、屋根葺きがはがれ、雑草が背丈よりも高く、中に入れる状況ではありません。数少ない町の景観を保持することの大切さを強く感じました。また、帰りには風車がある駐車場展望台に寄ってみました。遠く眺望できる景観も、目の前の雑草で視界が遮られ、付近に立つ31基の町俳句コンテストの最優秀句碑のまわりも雑草だらけで、源流同然の悪しき維持管理状態となっており、当町の目玉である文化の薫る町のイメージとはほど遠い状況にありました。当町の観光推進施策の考え方に寂しさを覚えました。途中見知らぬ何人かの観光客と会いましたが、これが葛巻の絶景観光地かと言っていたのが聞こえてきて、案内したものとして、誠に恥ずかしい思いをいたしました。

その後9月1日までに3回袖山に行ってきましたが、依然として雑草に覆われた、ひどくお寒い馬淵川源流周辺観光地の管理状態でした。そこで伺いますが、この、まずい馬淵川源流公園周辺の管理責任は誰なのか。維持管理は町直営なのか。指定管理者への管理委託となっているのか。管理方法や予算の実態等はどのようになっているか明らかにしてほしいと思います。

源流周辺には町で観光客等のためのレストランも整備しております。この周辺には登山や自然散策コースとしての安家森は岩手20名山に数えられる名峰であり、さらに近くには遠別岳があるなど、歩きやすく人気度の高い登山ハイキングコースともなっております。この安家森、遠別岳に登る方々は馬淵川源流に立ち寄ると聞き及んでおりますが、町長は大自然豊かな景観観光地の現状認識をどのように持っておられるでしょうか。

また、当町への観光客入り込み数の実態はどのように把握されているでしょうか、伺います。

源流周辺の景観保全の管理不足のことにつきましては、先ほど指摘したとおりですが、今後の自然景観の保全管理と観光受け入れ態勢をどのように構築されていく考えかお尋ねをいたします。

次に3点目のくずまき斎苑利用に係る冷暖房設備等の改善整備について伺います。

今年の日本列島は6月から8月までの平均気温が、110年の観測史上最高を記録したと気象庁が発表しました。熱中症による死者も全国で400名を超えるなど、熱中症にかかるケースが多く、予防対策に万全を期するよう呼びかけております。今も各地で猛暑

日が続く恐れがあるとして、異常天候早期警戒情報が発表されております。

このような状況の中、葛巻の夏もこれまで経験したことがない暑さに見まわれ、熱中症対策に室内にはクーラーや扇風機がなくてはならない生活が続いております。火葬場の、くずまき斎苑の冷房設備ではありますが、火葬という儀式から、ご遺族や会葬者は喪服に身を包んで列席しますことから、その暑さをしのぐには大変な苦痛を伴うとの苦情の声が寄せられております。

また、火葬場で熱中症にでもかかったらと心配する方もおります。一方、冬期には逆に暖房が弱く寒いとの苦情がありますが、火葬場の冷暖房設備の稼働実態はどのようになっているのでしょうか。

くずまき斎苑は町民誰もが利用する大事な町の公の施設です。冷暖房設備があるにも関わらず、冷房が故障しているとのことですが、早急に対応するなど、町民利用に支障をきたさないよう配慮すべきと考えますが、今後の設備改善計画について伺います。

この火葬場に通ずる町道宝積寺線ですが、こう配がきつく、道路が狭いため、積雪、凍結時には上下線とも車両がスリップしやすく、衝突事故や渋滞が発生し、参列者が厳冬の中火葬場まで歩くこともありました。宝積寺線は生活道路でもあります。積雪、凍結時に時折車両滑り止め用の砂がまかれておりますが、これだけの簡易対策では車両スリップは防げないと思われま。出入口付近にはロードヒーティングが埋め込まれているため、凍結もなくスムーズな通行を確保しておりますが、できれば火葬場まで全線にわたってロードヒーティングの布設工事が必要と考えます。町道宝積寺線の車両滑り止め対策の実態と、今後の対応策をお尋ねいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問にお答えをいたします。

1件目の災害発生時に係る情報伝達等のあり方についてお答えをいたします。

まず1点目の自然災害発生時の住民に対する情報伝達と今後の伝達計画についてであります。

町地域防災計画の第2章、災害応急対策計画の第5節、広報広聴計画に住民及び被災住民に対する災害広報について規定されております。その内容は住民に対しては、災害の態様を迅速かつ的確に伝達し、応急対策の実施方針、その要領を徹底させるため、ラジオ、テレビ、写真、印刷物、広報車等の広報媒体を利用して行うというものであります。具体的には、広報車、回覧板、掲示板、広報紙が例示されている状況であります。これまで大雨警報や土砂災害警戒情報が発令されても、町として迅速に住民へ伝達する手段を事実上持ち得ていなかったところでありました。

こうした中で、屋外告知放送施設の整備により、町内全域へ一斉に情報伝達が可能となりました。これまで、そういった手段がなかったことを考えれば大きな前進であります。一方で、スピーカーの設置場所や時間帯、天候、あるいは音量や話し方など様々な

要因により、放送自体が聞こえなかったり、聞き取りにくかったり、あるいは停電により活用できない場合など、弱点もあるのが実情であります。

しかしながら、そういった中でも聞き手と屋外告知放送スピーカーとの位置関係や地域ごとの天候の違いなどにより、伝わっているということも相当程度あるのも事実であることから、この点も考慮した中での屋外告知放送の運用のあり方を検討していく必要があると考えております。

なお、新年度からは屋外告知放送の内容をテレビでお知らせすることが可能となります。屋外告知放送が聞こえたら、テレビを付けて内容を確認していただけるよう町民へ周知してまいりたいと考えております。

また、屋外告知施設の追加設置などの対策も進めてまいりますが、住民への情報伝達のための様々な補完方法をなるべく複数導入していくことが重要であると考えております。現在消防団員、町職員、その他の一部関係者には災害情報を携帯電話へメール配信しておりますが、今後は一般の希望する町民にも拡大していくことや、配信内容の充実についても検討してまいります。

さらに、NTTドコモが提供する緊急速報エリアメールサービスを導入することとし、今次補正予算に関係経費を計上しているところであります。本サービスは避難準備情報、避難勧告など15種類の情報についてメール送信ができるもので、町内のNTTドコモのFOMAエリアでドコモの携帯を持っている全員にメールが配信されます。事前にアドレスを登録する等の手続きが一切不要のため伝達手段としての効果は高いものと考えております。

これらを円滑に実施していくためには、災害警戒本部等を設置した場合の本部員の体制等の強化や関係機関とのより強い連携等が欠かせないことから、併せて検討していく必要があるものと考えております。

2点目の地域情報化基盤整備に伴う町地域防災計画の見直しについてであります。

町地域防災計画については、それまで長年の懸案でありました計画の見直しに取り組み、平成19年4月1日に全面改定したところであります。以後3年を経過し、県の広域振興局制の導入などによる関係機関の名称変更やその他記載事項の変更等があり、見直しの必要性が出てきております。

加えて、議員のご質問のとおり屋外告知放送設備の整備により、町内全域へ一斉に情報伝達が可能となり、併せてテレビによる災害情報の提供も可能となることから、広報広聴計画の中にこれらを盛り込むなどの見直しの必要性が出てくるものと認識しております。また、県において土砂災害警戒区域の指定がある程度進んできていることから、これらを計画に反映させるための見直しも早期に進めていく必要があると考えております。

3点目の局地的豪雨に対応した雨量観測計の整備についてお答えをいたします。

町内には4箇所雨量観測計が設置されております。盛岡地方気象台が管理する葛巻町役場、国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所が管理する小屋瀬雨量観測所と五日市雨量観測所、盛岡広域振興局が管理する中外川雨量観測所がそれぞれ設置されております。これらの観測計は、これまで長雨や豪雨など数々の大雨を記録し、その役割

を果たしてきたところであります。

これまでも局地的は降雨はありましたが、最近の気象状況では局地的に、しかも短時間の降雨で大きな被害を発生させるゲリラ豪雨が多発する傾向にあります。

こうした中で、最近の気象予報技術は格段に進歩を遂げており、雨雲に電波を照射して雨粒に反射して戻ってくる情報をレーダーで捉えて、その雨量強度等を解析する方法が実用化されております。これを雨量観測データで補正した解析雨量を気象庁が行政機関や一般用としてそれぞれ公表しております。この解析雨量を利用すると、雨量計の観測網にかからないような局所的な強雨もリアルタイムで把握することができ、的確な防災対応に役立つものと考えております。

これまでも大雨警報が発令され、町災害警戒本部を設置した場合は、その後の雨量を予測できる最も有効な情報として絶えずその動向を確認しているところであります。また、気象庁の一般用のホームページ等でも見るができることから、高速ブロードバンドが利用できるようになれば瞬時に確認が可能となりますので、今後は利用方法等について町民へも周知を図ってまいりたいと考えております。

以上のことから、ゲリラ豪雨に対応できるような形での町独自の雨量観測計の整備は考えていないところであり、ご理解を賜りたいと存じます。

2件目の馬淵川源流周辺の維持管理等の対応策についての質問にお答えします。

まず1点目の源流公園周辺の施設管理についてであります。源流公園および源流入口の駐車場、公衆用トイレにつきましては、指定管理者制度によりグリーンパーク袖山ハウスと一体的に葛巻町畜産開発公社に管理を委託しているところであります。このうち、公衆用トイレは利用に供する5月から10月まで、受託者が毎日掃除を行っております。

源流公園については、これまで適時に一帯の草刈りなどを受託者に依頼するとともに、観光協会にも草刈りなどのボランティア活動を行っていただくなど、適切な管理に努めてきたところであります。

次に2点目の当町自然景観観光地としての現状認識と登山等観光客入り込み数についてでございますが、馬淵川源流は袖山高原内に位置し、クリーンエネルギーのまちの象徴である3基の風力発電施設、岩手の20名山、遠別岳登山道入口やグリーンパーク袖山ハウスが整備されており、町を代表する景観地のひとつであります。馬淵川源流周辺を袖山高原エリアと位置付け、観光パンフレットや町のホームページなどで情報発信し、誘客に努めているところであります。

また、平成19年には当時の久慈・盛岡地方振興局、三陸北部森林管理署久慈支署、久慈市、葛巻町、両市町の森林組合、観光協会、山岳会などで構成する協議会を発足し、袖山高原の遠別岳登山道入口から平庭高原平庭岳、富士見平までの平庭岳登山道に案内標識の設置や登山道の草刈りなど周辺環境の整備を図ってまいりました。源流周辺については、遊歩道周辺の草刈りや神具等の手入れなど環境維持に町観光協会よりご協力いただくなど、維持管理に努めてきたところであります。

登山等観光客入り込み数については、毎年5月下旬から6月上旬に安家森・遠別岳山開き登山と馬淵川源流祈願祭を開催しており、町内外から登山愛好家を中心に多くの方

が訪れている状況にあると思われま。グリーンパーク袖山ハウスの利用実績は、平成21年度は6,294人であり、平成15年度以降年間6,000人前後で推移しております。

次に3点目の今後の維持管理対応と観光受け入れ態勢についてであります。袖山高原エリア周辺には、貴重な高山植物が植生し、特に馬淵川源泉地域は町自然環境保護地区の第1号指定地区であります。その保全の観点からもなるべく人の手を加えず、自然景観観光地としての良さを維持していくことにも留意する必要があると考えておりますので、全体的な周辺環境の整備については、今後とも十分に配慮しながら取り組んでまいりたいと思っております。

なお、源泉周辺など時期によっては一時的に管理の行き届かない状況となることもあろうかと思っておりますが、指定管理者の日々の見回りなどを徹底し、ボランティアなどのご協力もいただきながら観光地としての景観維持に努めてまいりたいと考えております。

3点目のくずまき斎苑利用に係る冷暖房設備等の改善計画についてお答えをいたします。

まず1点目の冷暖房設備の稼働実績と今後の設備整備計画についてであります。くずまき斎苑は平成7年8月に完成、同年10月から供用開始し、平成18年4月からはJA新岩手が指定管理者として管理運営を行っております。冷暖房設備は待合ホールに2基、休憩室に1基備え付けており、今年度は6月中旬以降、火葬が行われた日は、ほぼ稼働させているところであります。

今後の設備整備計画のお尋ねですが、現時点でくずまき斎苑の告別ホールの冷暖房の整備計画はございません。町の公共施設の冷暖房設備については、病院、老人ホーム等の福祉医療施設や学校などにも、ほとんど整備されていない状況にあることから、その必要性や優先度について検討したうえで進めていくべきものと考えております。

また、過日気象庁から、今夏は113年の観測史上最高の猛暑、あるいは30年に1度の異常気象との見解が出されております。二酸化炭素の削減など地球規模の課題が叫ばれる中、クリーンエネルギーの町を標榜する本町にとって、どのような対応策があるのかも十分に検討すべきものと考えております。

2点目の凍結時の町道宝積寺線の車輛滑り止め対策の実態と今後の対応策についてお答えをいたします。

宝積寺線は、国道との交差点における冬期間の路面凍結に伴うスリップによる危険性を回避するため、平成8年度に電熱線を熱源とした融雪システムを国道との交差点から35メートルの区間に設置してその解消を図っており、年間約600,000円の電気料等の経費を負担しているところであります。

また、その地形の特性から、こう配がきつい路線であるため、冬期間においては通常の道路除雪に加え、滑り止めの砂を散布するなどの利便性の向上や事故防止に努めてきたところであります。

宝積寺線の終点にはくずまき斎苑があり、降雪時の利用に不便をきたすこともあることから、今後コスト面に留意しながら何らかの融雪システムを備えた道路改良を検討してまいりたいと考えております。

よろしくご理解を賜りたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

最初に災害情報伝達の関係をお伺いいたしたいと思います。

災害の情報を提供するためには伝達の前に正確な情報収集を図る必要があるわけですが、この情報の収集を伝達しなければならない法的根拠は何でしょうか。また、誰がその責務を果たさなければならない規定になっているのでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

質問にお答えをいたします。

町の防災、災害等につきましては災害防止法等の法律等に基づきまして、葛巻町地域防災計画を策定してございまして、その防災計画に基づき災害時、あるいは災害後の災害復旧、そういったもの等に対応していくこととなっているところでございます。ということでございまして、災害対策本部につきましては、本部長は町長でございますし、そういった市町村として住民の身体、生命を守るという部分につきましては、第1番目に町長が責任を持っているということでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今の答弁ですと災害、その基本対策法律関係があるわけですが、それに基づいたもので、その責務を果たさなければならないのは町長というふうな答弁ということで認識いたしておりますが、ようやく災害情報システムだけは確立されたわけでございますので、あとは実際に町民に如何に的確に迅速な災害情報が伝わらなければならないかというようなことになるわけでございますので、このスムーズな運用がなされなければ、せっかくこれだけの投資をして、そしてまた、住民にいろいろな情報提供をできる環境にあるわけでございますから、こういったような部分については非常に期待もされているわけですから、十分な運用計画を作っていただきたいというふうな思いでいっぱいでございます。

それで、7月の際には町のホームページにもございますけれども、災害情報などの欄もございますよね。そういったようなものに、その災害情報など、どのような形で情報伝達されたでしょうか。7月は大雨がいろいろなところで降りました。吉ヶ沢方面とか土谷川方面、それから小田、あるいは星野地区、それから降雹は土谷川とか元木方面ま

でに及んでいるわけですが、そういったような場合の伝達はどのようなシステムでなされたのかお伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それではお答えを申し上げます。

7月には大雨警報が5回ほど出てございます。その間に大雨、集中豪雨等がございまして、災害警戒本部を立ち上げまして、通常は総務企画課は2名くらいの体制で対応してございまして、実際に消防団ですとか、地域の住民の方からいろいろな情報が一時的には入ってまいります。そういう情報を受けまして、建設水道課、あるいは農林環境エネルギー課等と連絡を取りながら、現地に行っていていただいて対応を取る。あるいは消防分署につきましては、パトロール等をしながら、そういう災害が発生した場合には現地に行き情報をお本部の方に伝えていただきながら、それぞれの役割分担の中での救助、そういったことを活動もしながら、情報も役場の方にも入れていただくというような方法をとっているところでございますが、そういう部分が7月17日のような災害になりますと、それぞれ救助とか洪水、かなり一度にきますので、情報も一度に電話が入ってくる、消防署も1人を残して出かけるというような事態等になってまいりますと、なかなか、そういった情報についてホームページに掲載をしてとか、そういう災害連絡システムを使ってという役割分担をしておりますが、消防署も1人しかなくなる、いろいろな連絡対応を内部的にもしなければならぬというようなこと等になってまいりまして、なかなか情報を一般の住民の方に知らせていくということが難しい事態も出てきております。

17日の際には9時ころからそういう情報がいっぱい入るようになりまして、その対応が11時ころまでありまして、その後テレビ局等に対する情報提供というような部分がございます、そういった中で一部避難できない、避難世帯が2世帯、2人とかというような情報等一部テレビでも流していただいている部分もございまして、その後は最終的な救助活動等が終わったのが深夜の2時ころでございますが、そういった中で、なかなか屋外告知端末も使えないような時間帯ということもございまして、ということで、なかなかすぐには連絡をできないという状況等もございましたので、そういう部分では、そういうお知らせが不足しているような部分もございまして。

町長の答弁でも申し上げましたが、本部のそういう体制等をしっかりとやること、分署も1人になりますので、そういった部分について本部で肩代わりしてホームページ等にも掲載していくというような部分については、今後十分に検討していかなければならぬというふうに考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

人手不足というようなことも、これまでの体制から新たな体制づくりに向けた対応をしなければならないわけですが、いずれこのようなシステムが完成すれば、それなりの、やはり体制づくりが必要かと思われま。特に土曜日、日曜日、休日等にこの警戒本部が設定され、いざ災害が発生した場合の職員の動員態勢等は、非常に初動態勢に影響を与えるものではないのかなと予想されるわけですが。従前とはまた違ったこういったようなシステムができたことによって、それなりの、やはり防災活動を進めなければならないと思っておりますので、この辺の部分については、十分な検討を要されるよう私から強く期待しておりますので、来年度からの本格稼働に併せました、そういったような職員態勢も併せた確立をぜひ検討していただきたいということでございます。

あと、地域防災計画等につきましては、19年の4月に全面改定したというようなことですが、こちらの方についても、この実態に合わせたような防災計画が必要かと思っております。実質的には、この防災計画の見直し時期はどのように考えておられるでしょうか。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

お答えを申し上げます。

総合防災計画につきましては、先ほど町長からの答弁もございましたが、盛岡広域振興局等の新たな体制、あるいは県央保健所ですとか、岩手土木センターですとか、いろいろ名称的にも、組織的にも移動があった部分もございますし、あるいは防災計画に載っております袖山の雨量観測所等が廃止になっている部分でございますとか、様々細かい名称的な部分等、形式的な部分等においても、かなり変更が出てきている部分がございます。そういった部分の作業は進めているところでございますが、併せて今ご指摘もございました情報基盤施設の整備に伴う屋外告知放送、あるいはテレビでの情報伝達、また、先ほど申し上げましたが、エリアメール等の導入ですとか、あるいは携帯電話を活用した情報伝達、そういったもの等についても防災計画の中に位置付けてやっていきたいというふうに考えているところでございまして、今年度中そういう準備をしまして、来年度早い時期あたりに改定をしたいということで作業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長 (中崎和久君)

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

雨量の観測所につきましては、解析雨量で大体分析されるというふうなことで、考えていないというようなことですが、それでできれば、それに超したことはないわけですが、そういったようなことで、この雨量計がなくて、どれくらい降ったのか把握もできないような形であれば、私は非常に問題があるのではないのかなという観点から質問をさせていただいております。町内には4箇所あって、そういったような、この想定される分析雨量があるから大丈夫だと、これだけで本当に大丈夫でしょうか。もう一度お答えいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

お答え申し上げます。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、このレーダーを利用した雨量観測システムというのは非常に有効な手段というふうに考えております。

それで、東北に関しましては仙台、秋田にレーダーサイトがございまして、これが30分のリアルタイムでもって雨量を観測しているということでございます。

方法につきましては、マイクロ波が常に飛んでおりまして、それが雨粒に跳ね返って入ってくると、これでもって雨量を解析する。さらには、仙台にありますドップラーレーダーというものがございまして、これが今後の雨の動きそのものを予想できるというような方法でございまして、面積的には1キロメッシュほどの観測が可能でございまして、直視する雨量計よりも非常に効果的なものであるというふうに捉えております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

完全な町内全域にわたる、こういったような雨量の観測ができる体制であれば、別に新しく設ける必要がないというふうなことはよく分かりました。こういったような部分については、私も初めて知ったわけでございますので、観測体制については十分意を注ぎながら、この大雨に対する、土砂災害に対する警戒を強めていただきたいというふうに思っております。

いずれ災害情報については、いろいろなシステムが確立しておりますが、例えば屋外告知の場合は夜中などは到底、なかなか難しい面もあろうかと思っております。時間帯的にですね。そういったような部分についても、どれがやはり適時、時間に合ったような防災災害情報になるのか、そういったようなことも十分見極めながら、今後災害情報を町民に提供していただきたいというふうに思っているところでございます。

次に移らせていただきたいと思っております。

袖山周辺の管理でございますが、現在の袖山周辺の、何ていいますか、実態をどなたが把握されてきたでしょうか、どうでしょうか。それで、確認結果はどのようなことだったでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回のご指摘ございました源流周辺の現地の確認ということでございますが、これは先般私、町長もでございますが、現地の確認をいたしておるところでございます。そういう点におきましては、先ほどご指摘もございましたように、管理の行き届かない点とございますか、これらについてもご指摘のとおりでございますし、大変ご迷惑もかけておりますし、申し訳なく思っておるところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

副町長が現地を確認してきたというようなことでございますが、先ほど私が質問したとおりの、やはり所感ではなかったのかなというふうに思っておりますけれども、いずれ現在のままでは、本当に葛巻を代表する景観保全をしている袖山景観、非常に恥ずかしく思っております。年に何回、どのような形でやればいいのか、本腰を入れたような、やはり設置者としての町がもう少し、この指定管理者に対する予算的な措置とか、あるいはボランティアの方々に対するお願いとか、そうでなければ景観保全の第1号だけでは私は通用しないような感じがいたします。どうですか、予算的にはその分も十分な予算を確保したうえで公社の方に、この指定管理者の方に予算的な配慮をしているのでしょうか。そうでなければ、受託する指定管理者の方でも、なかなかそういったような、この景観保全に役立つくらいの、現地の皆さんが満足していただけるようなものにならないのではないのかなと思っておりますが、現行予算ではどのような形で配慮なさっているのでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

指定管理につきましては、先程来ご答弁申し上げましているとおりに畜産開発公社にお願いしているところでございます。畜産開発公社の指定管理につきましては、平成18年からお願いしておりますが、管理料といたしましては、トイレの管理、それから先程

来話があります周辺の草刈り等を含めた管理ということで、現在年間330,000円ほどお願いしております。草刈りにつきましては、何回というふうな回数は明記しておりませんが、状況を見ながらお願いしているものでございます。これまでは年に1ないし2回ほど草刈り等をやっていただいておりますが、先程来のご指摘もありますように、今年は猛暑、あるいは雨も多かった部分もあって伸びたせいも多少あるかと思いますが、随時そういった部分については管理者の方に指導と申しますか、お願いしながら今後適切な管理に努めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

指導するというふうなことでございますけども、やはり観光担当課では、こういったような部分については年に何回か、やはり現地を確認したうえで、本当に保全管理が上手にいつているかどうかくらいは、少なくとも私は確認しなければならないのではないかなと思っております。特に夏場のお盆休みを控えた場合には、観光入り込み数が多くなるというふうなことは、誰が考えたって、そのような観光客が多くなるのが決まりきっているわけですから、適時適切なそういったような指導も今後は考え合わせたいと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。私から見れば指導不足というふうに言わざるを得ないのではないのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

これまで源流部分の草刈り等の管理につきましては観光協会等のボランティア、そういったものに頼るような形での管理を、源流公園整備依頼してきたという部分もございまして、そういう管理をしてきたところでございまして、確かに私も同行して見てまいりましたが、そういった部分ではもう少し配慮しなければならなかったなというふうに感じております。

そういった部分でひとつ、8月29日でございますが、観光協会ボランティアということで、鳥居の塗装が全くはげて赤くない鳥居になってございましたが、そういった部分に塗装等をしていただいております、2箇所でしょうか、鳥居でございますが、きれいな状態になっております。その際に草刈り等も若干していただいているようですが、草刈りが目的ではなかったもので、燃料等がちょっと少なかったということで、少しだけになってございましたが、そういう観光協会の方々からもご認識をいただいた部分もございまして、今後ともそういうボランティアの部分も含めまして、定期的にそういう部分を管理するような態勢を進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

あそこに休憩小屋もございますよね。屋根の補修、草で覆われておりましたので中には入れませんでしたけども、あの屋根の状況を見てみますと、たぶん雨漏りがしているのではないかなというふうに思っておりますが、あれも休憩小屋というふうな位置付けになっているのでしょうか。緊急時の避難にも使用できる、管理さえよければ、そういったような感じがするわけですが、あそこの休憩小屋、あのまま放っておきますと、ものすごく大変な形になるのではないかと、逆に景観を損なわせるような感じになるのではないかと思うのですが、雨漏りなどしていないのでしょうか。それからまた、もしなっているとすれば、ああいうふうなところも改修すべきと思われそうですが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

見てきた際も、中から見ますと雲が見えるというような部分もございまして、雨漏り等にもなっているものと思われまます。そういった部分も含めまして、あの小屋につきましては源流公園を整備する前に、平成の初めでしょうか、昭和の終わりくらいに活性化調整費等を活用して整備した施設でございまして、24年くらい経っているのではないかと思われまます。ということで、屋根の傷みも相当でございまして、周辺にございましてテーブル、ベンチ等もございまして、そういったもの等についても今後修復すればいいのか、あるいは場所によっては撤去等を考えた方がよろしいのか、小屋等の利用状況等も踏まえ、また自然環境保護地区指定第1号でもございまして、そういったものの形状変更等については、景観保護条例の方では町長に届け出が必要だというような規定もございまして、町がやる部分でございまして、その適用にはならないわけではございまして、そういう趣旨等も踏まえまして、自然環境保護委員の皆様等の意見等もお聞きしながら、今後どういう対応をしていくか検討してまいりたいと考えているところでございまして。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

いずれ馬淵川源流の部分につきましては、やはり当町を代表する自然景観の観光地でございまして、どうか早く改善されることを切に願う1人でございまして。そうでなければ、いくら550,000人もの観光客の入り込み数があると言ってみても、あのよ

うな対応策では私はいけないのではないかなと思いますので、今後十分留意のうえ、あそこの馬淵川源流公園の景観を保全していただきたいものだなと、そのように願っております。

次にくずまき斎苑の方に移らせていただきますけども、冷房については待合室、休憩室にありますと、あと葛巻ではなかなか冷房はありませんよというようなお答えでございしますが、くずまき斎苑の、やはり火葬場の特殊な服装、正規な服装をしていくわけでございますから、それなりの身なりをしていくわけでございますから、こういったような冷房だけはきちんとした、今年は特に暑かったせいもあろうかと思いますが、故障などは本当にしていなかったのですか。正常に作動して、あのような暑さになったのですか。その辺の事情はどうですか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

確かに今年度非常に記録的な猛暑ということでございまして、暑かったわけでございます。こちらにつきましてもJAの方に指定管理をお願いしておりますが、指定管理先から確認した分につきましては故障ということではなかったというふうに伺っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

そうしますと、管理不足というふうな形になるでしょうか。非常に暑かったというふうな、冷房も効いていないような、私も実際に行ったわけでございますが、それは相当暑かったです。管理不足であれば、やはりそれなりの指導も必要ではないのかなと、このように思っております。まず、待合室、休憩室にそういったような部分があれば、非常に火葬場についてもよろしいわけでございますが、そういったようなところはどうか。あと、冬期の暖房も弱いというふうに言われておりますが、これはどうでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

待合室の方の冷房につきましては、能力いっぱい冷房で対応したというふうに伺ってございます。そういった部分で、今年の異常な暑さの中では個別ホールの方にまでは効果がなかったわけでございますし、反対に冬場につきましても、現在の暖房器具にお

いては、その時期時期において温度の調整をしながら対応をしているところでございまして、もしかすると寒い日は不便をかけている部分もあろうかと思えます。こういった部分につきましても冷房、暖房問わず、その時期時期においての適切な対応の仕方をしてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

管理している担当課では、こういったような部分についても、たまたまにはその状況などを、現場を把握しながらですね、適切な指定管理者への指導を、やはりすべきだなと私はそのように思っております。

次に町道宝積寺線でございますが、平成8年に電熱線を入れてと、それは承知のことでございまして、あれがなかったならば、もっともっと私はあそこでいろいろな事故が発生していたであろうというふうに想定しておりますが、ずっと、あそこは少し長いわけでございますが、こういったような電熱線が入ったものであれば一番良いわけですが、先ほどの町長の話では、コスト面から融雪システムを考えているというふうなことでございまして、こういったような融雪システム、コスト面ではどのような差があるでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

お答え申し上げます。

今柴田議員おっしゃったとおり、宝積寺線に関しましては電熱線のヒーターを埋設しているわけでございますけれども、これが月平均に換算しますと、大体118,000円ほどかかっております。さらにご案内のとおり、秋葉神社線にもヒーティングを設置しているわけでございますが、これにつきましてはヒートパイプというような方式で、電熱線とはまた違う方式を採用しております。このヒートパイプと申しますのは、パイプの中に不凍液を投入しまして、これを暖めて融雪するというようなシステムでございまして、この場合ですと若干下がります、月平均大体92,000円ほどというふうな実態でございまして、以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

いずれ、この融雪システムを考えているというふうなことでございまして、これも、

やはり一刻も早い、この考えだけではなくて、実現に向けて頑張ってください。そしてまた、あそこの急な勾配でございますから、事故防止にも役立つものと思っておりますので、期待しておりますので頑張ってくださいと思います。

また、凍結時のあそこの道路、私もたまたま通らせていただいているわけですが、早朝、ボランティアでしょうか、の方が一生懸命砂をまいている光景に3、4回出くわしておりますけれども、あれは町の方が依頼してやっているのか、それとも本当のボランティアで砂まきをやっているのでしょうか。その点はいかがでしょう。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

両方ございまして、火葬場の使用等に関しましては住民会計課等と死亡届の関係があった場合には情報を取りながら、我が方で直営でもって融雪剤混入の砂を散布しているというふうなものでございます。さらに早朝我が方の部隊が出動できない場合等に関しましては、地元自治会等の方々がボランティアで実施しているという内容でございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

ボランティアかどうか、私も確認できなかったのですが、いずれ自治会の方ではございませんでしたので、そういったようなことにも一生懸命やっている方もおられるということだけは分かっておいていただきたいなど、このように思っております。いずれ、この町道宝積寺線の整備についても、一刻も早い、早急なる整備を望んで、私の一般質問を終わります。

議長（中崎和久君）

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 11時00分）

（再開時刻 11時15分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続けます。

6番、橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

私からは、通告しております2件について質問をさせていただきます。

始めに土砂災害ハザードマップについてお伺いいたします。

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、国民の暮らしに大きな影響を与えております。我が町も14年、18年の低気圧の発生による豪雨災害、そして今年7月、ゲリラ豪雨により甚大な被害を受けました。そのような災害から人命や財産を守るため、危険箇所の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、さらには既存住宅の移転促進などのソフト対策を推進しようと、平成13年に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法が制定され、警戒区域指定を受けた市町村に避難経路や避難場所を示したハザードマップの作成が第7条3項で義務付けられております。

しかしながら、先月8月21日の岩手日報で葛巻町など15市町村はマップを作っていないとの記事が掲載されました。自然災害、自然現象による災害はいつ発生してもおかしくないことから、その対策は急務と思われれます。

そこで次の点についてお伺いをいたします。我が町の急傾斜地、土石流の警戒区域の指定箇所の件数、そして、これまで製作できなかった理由について、そして今後どのような対策で取り組むのか、その点についてお伺いをいたします。

2件目ですけれども、中間決算についてお伺いいたします。

9月は決算議会とも言われ、決算を議会の認定に付さなければなりません。また、議会の議決を経て執行した予算についての実績を示すもので、極めて重要なものといえます。当該年度の財政状況、あるいは事業の効果はどうだったのかを確認し、次年度に向けてどう活かすかという大事な決算審査であり、予算と決算は一体的なものと思います。

ところが、現実的には4月に新年度がスタートし、出納閉鎖が5月31日で、それからの決算事務、そして監査委員の審査に付し、早くても9月の定例議会に提案するということになり、既に半年を経過するといったことから、1年前の決算審査を次年度の予算編成に活かすということになります。これは制度上やむを得ないわけではありますがけれども、社会情勢が目まぐるしく変化する現代にあって、当年度の財政状況、事業の進捗状況、あるいは継続事業の効果などを確認し、次年度の予算編成に反映させるためにも、中間決算を実施してはいかがでしょうか。当局の考えをお伺いいたします。以上2点について、よろしくお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの橋場議員の質問にお答えをいたします。

1件目のハザードマップについてのご質問にお答えをいたします。

土砂災害防止法、正確には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律であります。土砂災害から住民の生命及び身体を守ることを目的に平成13年4月1日に施行されました。

この法律は、従来のハード対策である土砂災害防止対策工事の推進と併せ、新たなソフト対策として土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や住宅等の立地抑制、建築物の構造規制などを推進するものです。

対象となる土砂災害は急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりであり、県が基礎調査を実施し、知事が土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定を行います。

平成15年に国から公表された調査結果では、土石流危険渓流が7,198箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が6,959箇所、合計では14,157箇所に及んでいます。このうち21年度末で2,025箇所が指定を受けております。県では、優先度の高いところから調査を進めており、残る12,700箇所については、引き続き基礎調査を実施し、関係市町村と指定に関する協議を進めていくとしております。

今後県では調査に基づいて順次指定する見込みであり、本年度内には優先度の高い場所の警戒区域の指定をほぼ完了するとしております。

次にご質問の、本町における危険箇所数の状況であります。県が調査で抽出した箇所は、土石流危険渓流箇所が203箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が155箇所あります。合計で358箇所となっております。このうち、平成21年度までに土石流危険渓流が59箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が33箇所の合計で92箇所が土砂災害警戒区域、または土砂災害特別警戒区域に指定されており、葛巻町における区域指定の進捗率は26パーセントであります。そのうち90箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されております。なお、県全体の進捗率は14パーセントとなっております。

指定された区域では、宅地分譲等の特定開発行為に対する許可制や建築物の構造規制、建築物に対する知事の移転勧告などが行われることから、区域指定に当たっては、関係住民への調査結果の説明や区域指定に係る関係市町村長への意見聴取などの手続きが義務付けられております。こうした中で、先ほども申し上げましたとおり県も推進を図っているものの、進捗率がすぐには上がらない状況にあります。

土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、市町村は警戒避難体制を整備するとともにハザードマップの作成、配付等により警戒避難に関する事項の住民への周知を図ることとなっております。しかしながら、ハザードマップの作成には、知事の土砂災害警戒区域等の指定がなければ、地図上に危険区域を線引きできないことなどから、基本的にその区域指定がマップ作成の前提になるものと考えておるところであります。

こうしたことから、過日の新聞報道にもございましたが、土砂災害防止法に対応したマップを作成しているのは、県内でも岩泉町小本地区のみとなっております。全県的に土砂災害ハザードマップの作成が進んでいない状況にあるものと認識をいたしております。

町地域防災計画では、土砂災害危険渓流65箇所、これに準ずる土砂災害危険渓流128箇所、急傾斜地崩壊危険箇所12箇所が示されております。例年8月の分団長会議においてリストを配付し、各分団ごとに危険箇所を確認し、パトロールや災害時の対応に遺漏がないよう周知、確認しているところでもあります。

以上のことから、県の区域指定の進捗状況や他の事例等を参考としながら、本町の特性にあったハザードマップの内容等についてしっかりと検討し、早期に作成できるよう

県当局と連携しながら進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に2件目の中間決算についてお答えをいたします。

企業会計においては、上場企業では四半期ごとに、非上場企業の一部については四半期または半年ごとに決算を行っているものであり、いわゆる中間決算等と言われているところであります。

一方、地方公共団体の決算については、地方自治法において、会計管理者が毎会計年度、出納の閉鎖後3か月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならないこととされております。普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて、次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないとされております。

このように、地方公共団体の決算については、年1回とされているところであり、県市町村課に確認したところ、自治体の中間決算について把握している事例はないとのことであります。

なお、町では財政状況の作成及び公表に関する条例に基づき、半年ごとの財政状況の作成を行っており、この中で9月末日までの歳入および歳出予算の執行状況のほか、町税等の住民負担の状況や財産、公債および一時借入金等の概況を取りまとめ公表しているところであります。

ご質問の、次年度の予算編成に生かすための中間決算についてであります。各課における当初予算要求段階から、直近の予算並びに決算と合わせ、当該年度の事業執行状況等を十分踏まえたうえで予算要求書を作成しているところであります。総務企画課での予算編成段階においても、例年12月以降に明らかになる国の予算案、地方財政計画、地方債計画、税制改正等の情報と町財政の状況に関するデータ等を十分に勘案しながら調整を進め、新年度予算案を編成しているところであります。

以上のことから、現時点では予算編成に当たって、中間決算の作成等は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

ありがとうございました。

土砂災害のハザードマップについてお伺いしますけれども、いわゆる県の指定がないと、いわゆる事務的に動けないということから作成していなかった。確かに岩泉町だけだったと思います。それ以外は作成していない。

18年の災害を受けて、その反省をし、19年4月に防災計画を見直して今日に至っております。その防災計画の中にも既に危険箇所を当局ではちゃんと認識をして、明記しております。したがって、捉えてあるけれども、広く地域住民の方があれをどの程度理解しているのかどうか。いわゆる、それを知らせる手段がハザードマップなわけです。

よね。

したがって、例えばこの県のシステム上、県の指定がなければ作れないというものはものとしてあるわけですが、それ以外に防災計画に盛り込んである、あの分野について消防団員は確認しているというふうなお話ありましたけれども、地域住民がいかに知っておかないと、例えば18年の災害のときの反省点として、直接災害ではなかったにしても、人命を失ったというケースがありました。したがって、すべての人が危険箇所、あるいは情報、現場の状況を知るということは絶対に必要なわけですよ。そういう意味から、いわゆる、この公の義務付けられたものではなくても、何らかの形でいち早く、もう危険箇所を分かっているわけですから、示してはいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

お答え申し上げます。

地域区域指定の場合ですけれども、事前に関係者、あるいは地権者等に指定の場合に説明会を開催しております。

それで、この内容につきましては警戒区域、あるいは特別警戒区域という形で被害の恐れがある区域、あるいは生命、または身体に多大な危害が及ぶケースということで、2種類の説明を行っております、データとしましては、航空写真等に基づきまして黄色いエリア、これは警戒区域になりますが、あとはレッドエリアということで、特別警戒区域を指定しております、ある程度アバウトではございますけれども、関係者には危険であるよという旨の通知はいたしております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

例えば自主防災組織がそれぞれの自治会に組織されて、そのときに新町ですけども白虎隊、それで県のその事業といいますか、の方々が来てワークショップ的な、この周辺の土砂災害等が起きた場合の危険箇所はどの程度だと、そして避難場所は現在はここが指定されていると、線を引いていくと、ほとんどの地域が危ないでしたよね。たぶん当局もお分かりだと思います。したがって、それは誰も、それをやってみて初めて認識できるのですよ。だから、実際そういうものを示さないと、誰も携わって初めて認識しているのですよ、実際は。したがって、これは葛巻町全部広いわけですので、これはそれぞれの地域で、どなたも分かるような、いわゆるマップ、これは絶対必要だなと、そして避難場所、あるいは至るところにそれを掲載して、そして、この沢は危険だよ、避難場所はここだよ、そういったものを明らかにすることが大事だろうと。自分の地域でしか生活していない、行動範囲がそこしかないという人はあり得ないわけで、広くいろ

いろな場所に動いているわけですから、その点はぜひお願いしたいと、そのように思います。

それと、先ほど柴田議員の質問にもありました。例えば災害が起きている情報を、例えば今度は伝達システムとして、いわゆる11チャンネルですか、あれを見ると地域の防災、今何が起きているか分かる。と同時に、こういった危険箇所も確認できるような仕組みにできるものかどうか。

やはり世代によってですね、情報を得られる頻度が全然違うのですよね。老人と若い人たちと同じものを配布しても、同じものを考えているにしても理解度が違うのですよ。したがって、意外と弱い人がそういう情報を見逃すというケースが多々あると思います。そこら辺の、いわゆる情報伝達システム等の活用みたいなものは考えられませんか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

情報の伝達でございますけれども、先ほど説明会の関係である程度の危険性は情報提供をしているというふうにお答え申し上げました。

さらには今、確定ではございませんけれども、検討しておるのは、指定の関係、自治会単位になろうかとは思いますが、そういった説明会に用いた資料等を備え付けておきまして、それを各自治会単位で議論と申しますか、認識し合うというふうな手段もいかなものかなというふうな形で、ただいま検討しております。

それから、岩手県の県土整備部の砂防災害課のホームページを開きますと、この葛巻町の指定している92箇所のエリアにつきましてはリアルでご覧になれますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。以上でございます。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

ただいまのテレビによる情報提供の関係もございましたので、テレビにつきましては屋外告知放送で、例えば放送した内容につきましては、例えば、ただいま放送しました屋外告知放送の内容は、こういう内容ですというようなものを、まず載せるということでやりたいなというふうにひとつは考えておりますし、それ以外にもテレビですので、文字情報ということで、かなりの情報を普段から伝えられるという部分がございますので、今来年に向けて、そういった広報係等を主体にしまして、どういう情報を提供していくかという部分も検討していくということで進めてございますので、そういうものについてもまとまってきましたら、皆様の方にもご提示申し上げたいというふうに考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

せっかくできた良いシステムですので、そういった防災、常にそういった防災に関しては危険箇所と避難場所だけは常に見られるような、そういう状況にしておく、これはものすごく大事だと思います。行くところに行けば掲示してあるなどというのは、もう本当に一部の人しか見られない。また、今起きている災害だって端末を持っていないお年寄りに関しては伝わらないわけですから、したがって、屋外告知もですね、私も何か鳴っているなど耳を澄ましたり、表に出たりするのですけれども聞こえない。でも、これも全地域からいろいろと出ているようです。ただし、なかなか難しい問題もあります。風向きも違ったり、時間帯も違ったり、しかしながら、テレビでそれを確認できるということから、それは今年の冬あたりから解決できるのかなと思います。思いますけれども、そのシステムを活かすかどうか。いわゆる行政側は知らせる努力、と同時に我々町民も知る努力もしないと、この両者が一体とならないと、このすべての機能が、やはりうまく利用できない。知らせる努力、知る努力、これは絶対に私は重要なことだと思います。そういった意味では自主防災組織ですね、そういったあたりの取り組みの中身についても地域の危険箇所と避難場所、そういったものも新たな課題として、そういう活動をして、周知徹底する意味で活動していただきたいと思っておりますけれども、その辺の指導はいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

自主防災組織の関係でございますが、実際のところ自主防災組織につきましては、その地域ごとに意識の差といいますか、そういう意識をもって活動をかなりしていただいている地域と、極端な言い方をすれば名前、役だけが決まっただけで、あまりまだ動き出していないという組織まで、かなり地域差があるのではないかとこのように認識をしているところでございます。そういった中で、そういう先進的な活動を行っているような防災組織を、モデル的なものと選定するような形で活動をお願いし、そういったものをそうでない地域の防災組織等にお伝えしていくと、そして意識、あるいは活動を高めていくというようなことを考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

いずれにしても、忘れたころにやってくるとよく言われますけども、忘れない、まだ前回の災害が新しいうちに次がやってくると、そんな時代です。ぜひ次々とできる仕組みは大いに利用し、先ほどの繰り返しになりますけれども、知らせる努力、知る努力、絶対にこの仕組みを町民に植え付けて、人的な被害を絶対残さないという体制を整えていただきたいと思います。

中間決算についてお伺いします。

中間決算という名称だと、確かにそのような、制度上ないわけですがけれども、先ほど言ったように、いわゆる皆さんは予算要求の段階で今年度の実態を踏まえて予算要求し、予算に盛り込む。ところが我々が審査しているのはその点ではなく、補正ではやるわけですがけれども、全体的な数字、あるいは進捗状況様々なものは見ないままに来週から始まるわけですね。来週始まったものが、とかくその次の予算編成に向けて我々が提案してみたりするわけですね。ところが、それは1年前の話であって、何かやはりこの目まぐるしく変わる時代には、制度上やむを得ないのですよ、やむを得ないのですけども馴染まないなど、したがって、最近非常に情報提供がバラエティになってきたし、多くなってきているのは評価します。したがって、何も決算という正規なものではなくても、いわゆる予算要求の段階で各課それぞれ町長に言ってある程度の情報でもいいと思います。そういったものを何か我々にも示していただいて、そして12月議会あたりでは、そこら辺を少し議論して、そして、さらに町民の目線で我々が当局に提案できるような、そういう仕組み、その程度の情報提供はできないものかどうか、その点についてお伺いします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

ただいまの質問でございますが、決算につきましては自治法の手続きによって進めておりますことから、どうしてもその手続きを踏んでまいりますと、9月の定例会ということになっているわけございまして、他の市部とかそういうところになりますと、12月決算というところもかなりあるように聞いているところでございます。

先ほどの町長の答弁に当たりましては、質問の趣旨を予算編成に使うための内部的な部分という部分も捉えまして、答弁をさせていただいたところでございます。

そういったものを町民に、あるいは議会の皆様にとりましては、答弁の中にもございましたが、条例の規定によりまして半年ごとに、今回であれば4月から9月までの歳入、歳出の状況等を取りまとめまして、10月31日までに公表するという条例がございまして。

そういった中で、それ以外の様々な財産の状況、基金の状況、そういったもの等もまとめて公表しているものがございまして、条例に基づいて掲示板等で広報しているということになっておりますので、そういったものについてホームページでも公開し、議員の皆様にもお届けするというようなことも可能でございますので、そういった、ある

意味その内容については中間決算というようなものを含んでいる内容でもございますので、そういったものが考えられるかなというふうに、今思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

よく分かりました。

いずれ、こういう時代です。我々も長年といいますか、ある程度の年数をやっているわけですけれども、よく町民の皆さんの目線に立つと、当たり前のようなものも、どうしてだったかなと、当たり前のもので、これは何とかならないのかなというような、そういう気がつくときがあるのですよね。したがって、それが正にこれもひとつです。したがって、制度上やむを得ないし、9月に決算議会ができるのはいい方だと、12月にやる場所もおっしゃるとおりある、下手すると3月にというところもあるようです、実際。そうすると、全く1年の空白みたいになるわけですから、それも実際はあるし、9月にやるというのは非常にスピーディーな事務処理だということで評価はします。評価はしますが、さらに町民の目線で考えると、そういったこともひとつこれからは考慮して、そしてただ提示する、ただ公表するだけではなくて、それをさらに活かすという、そういった仕組みをさらに考えていただくと、そのことをお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

これで一般質問を終わります。

以上で今日の議事日程は全部終了しました。

今日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

（散会時刻 11時43分）